

岩手県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森県青森市第二問屋町三丁目3番31号	訪問介護ステーションユニゾン	紫波郡紫波町桜町二丁目4番5号	紫波郡紫波町日詰西六丁目5番11号 赤坂ロτζヂA	令和2年4月1日

2 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人ラ・シャリテ	青森県青森市第二問屋町三丁目3番31号	訪問介護ステーションユニゾン	紫波郡紫波町桜町二丁目4番5号	紫波郡紫波町日詰西六丁目5番11号 赤坂ロτζヂA	令和2年4月1日